令和８年（フ）第３７９８号
大阪市鶴見区諸口１丁目８番13―502号
債務者　日野　菊枝
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８３５号
大阪市西成区長橋３丁目７番18号
債務者　伊藤　雅公
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８５３号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番12―101号
債務者　米澤　　博
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８６３号
大阪府茨木市真砂３丁目15番20号　ロイヤルアネックス　706号
債務者　奥谷　　治
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８８７号
大阪府枚方市招提南町３丁目18番13―103号
債務者　根崎　　雅
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９５８号
大阪府寝屋川市香里南之町32番５―305号
ＹＮレジデンス香里
債務者　長谷川理香
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９８２号
大阪市此花区酉島１丁目５番１―1010号
債務者　眞鍋　守和
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９９０号
大阪市西成区千本北２丁目27番14号
債務者　岩本　麻美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０３９号
大阪市大正区南恩加島２丁目３番４号
債務者　宮本　美香
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３６７号
大阪府門真市下馬伏町９番７号
債務者　平　　悦子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５９号
広島県呉市広吉松１－１―13
債務者　松﨑　真子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第４５６号
熊本市中央区八王寺町14番34号　サンハイツ八王寺210号室
債務者　笠野　崇臣
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１３０号
宮城県大崎市古川福沼二丁目15番13号　ルミエール203号
債務者　青沼　　渉
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第２１１号
福島県田村市船引町船引字下扇田64番地　ワン・ブランドール105号室
債務者　大友　愛美（旧姓手塚）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第９１７号
東京都立川市若葉町４丁目25番地の１若葉町団地20棟406号
債務者　林川　采花（旧姓西山）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２７７号
東京都東村山市栄町３丁目25番地16八坂ハイツ105
債務者　吉川　優希（旧姓竹谷）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３０２号
東京都町田市藤の台２丁目２番17―204号
債務者　藤生栄里子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４５号
金沢市木越２丁目99番地
債務者　喜多　弘文
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
金沢地方裁判所民事部